

岐阜県公報

号外(二) 平成三十年三月三十日

目次

規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則

(情報企画課)

ページ

規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 条例別表第一教育委員会の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条の規定による経費の支弁に準じて支弁する特別支援学校への就学のために必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に關する事務とする。

(条例別表第二の規則で定める情報)

第三条 条例別表第二知事の項の第二欄に規定する規則で定める特定個人情報とは、特別支援学校に在学する生徒等の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九

項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社